

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	国民健康保険料の収納に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

函館市は、国民健康保険料の収納に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

北海道函館市長

公表日

令和5年6月16日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険料の収納に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法、地方税法、国税徴収法、その他の法令に基づき、国民健康保険料の収納情報管理事務および滞納整理事務を行っている。 収納情報管理事務および滞納整理事務において、特定個人情報ファイルを取り扱う事務はないが、システムには特定個人情報を保持している。(国保滞納整理支援システムは閲覧不可、国保標準システム連携サーバは閲覧可)
③システムの名称	国保滞納整理支援システム 国保標準システム(北海道クラウド) 国保標準システム連携サーバ 団体内統合宛名システム 中間サーバ 過年度収納情報管理システム 医療保険者等向け中間サーバ等
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険料収納情報管理ファイル、国民健康保険滞納者情報管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第1 第30項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法別表第2 1, 2, 3, 4, 5, 12, 26, 42, 62, 93の項 (情報照会の根拠) 番号法別表第2 42, 43の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	市民部国保年金課
②所属長の役職名	保険料収納担当課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部文書法制課 函館市東雲町4番13号 0138-21-3649
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	市民部国保年金課 函館市東雲町4番13号 0138-21-3157

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年8月29日	I 関連情報 1 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	国民健康保険システム 国保滞納整理支援システム 中間サーバ	国民健康保険システム 国保滞納整理支援システム 中間サーバ 市町村事務処理標準システム	事後	
平成29年8月29日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年8月29日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年9月20日	I 1②事務の概要	国民健康保険法, 地方税法, 国税徴収法, その他の法令に基づき, 国民健康保険料の収納情報管理事務および滞納整理事務を行っている。特定個人情報ファイルについては, 次の事務に使用している。 収納事務, 還付充当処理事務, 口座振替情報管理事務, 納付交渉事務, 督促事務, 催告事務, 滞納処分事務, 財産調査事務, 不納欠損事務, 納付書発行事務, 被保険者資格証明書の交付事務	国民健康保険法, 地方自治法, 地方税法, 国税徴収法, その他の法令に基づき, 国民健康保険料の収納情報管理事務および滞納整理事務を行っている。特定個人情報ファイルについては, 基本的に取り扱いはないが, システムには特定個人情報を保持している。	事後	概要の修正
平成30年9月20日	I 1③システムの名称	国民健康保険システム 国保滞納整理支援システム 中間サーバ 市町村事務処理標準システム	国保滞納整理支援システム 中間サーバ 国保標準システム(北海道クラウド) 国保標準システム連携サーバ	事後	
平成30年9月20日	I 5②所属長の役職名	国保年金課長 横田 吉辰	保険料収納担当課長	事後	
平成30年9月20日	II 1いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	確認時期の修正
平成30年9月20日	II 2いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	確認時期の修正
令和1年6月26日	I 1②事務の概要	国民健康保険法, 地方自治法, 地方税法, 国税徴収法, その他の法令に基づき, 国民健康保険料の収納情報管理事務および滞納整理事務を行っている。特定個人情報ファイルについては, 基本的に取り扱いはないが, システムには特定個人情報を保持している。	国民健康保険法, 地方税法, 国税徴収法, その他の法令に基づき, 国民健康保険料の収納情報管理事務および滞納整理事務を行っている。収納情報管理事務および滞納整理事務において, 特定個人情報ファイルを取り扱う事務はないが, システムには特定個人情報を保持している。(国保滞納整理支援システムは閲覧不可, 国保標準システム連携サーバは閲覧可)	事後	概要の修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I 1③システムの名称	国保滞納整理支援システム 中間サーバ 国保標準システム(北海道クラウド) 国保標準システム連携サーバ	国保滞納整理支援システム 国保標準システム(北海道クラウド) 国保標準システム連携サーバ 団体内統合宛名システム 中間サーバ 過年度収納情報管理システム	事後	
令和1年6月26日	I 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携①実施の有無	未定	実施する	事後	
令和1年6月26日	I 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法別表第2 (情報提供の根拠) (情報照会の根拠)	(情報提供の根拠) 番号法別表第2 1, 2, 3, 4, 5, 12, 26, 42, 62, 93の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条第1号, 第2号等 (情報照会の根拠) 番号法別表第2 42, 43の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条	事後	
令和1年6月26日	I 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	市民部国保年金課 函館市東雲町4番13号 0138-21-3112	市民部国保年金課 函館市東雲町4番13号 0138-21-3157	事後	
令和1年6月26日	II 1いつの時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	確認時期の修正
令和1年6月26日	II 2いつの時点の計数か	平成30年6月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	確認時期の修正
令和1年6月26日	IV リスク対策	(項目なし)	「IV リスク対策」に記載のとおり	事後	様式変更による
令和2年6月18日	I 1③システムの名称	国保滞納整理支援システム 国保標準システム(北海道クラウド) 国保標準システム連携サーバ 団体内統合宛名システム 中間サーバ 過年度収納情報管理システム	国保滞納整理支援システム 国保標準システム(北海道クラウド) 国保標準システム連携サーバ 団体内統合宛名システム 中間サーバ 過年度収納情報管理システム 医療保険者等向け中間サーバ等	事前	システム変更による
令和2年6月18日	II 1いつの時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年6月18日	II 2いつの時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和3年6月18日	II 1いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	
令和3年6月18日	II 2いつの時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年6月17日	I 4情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法別表第2 1, 2, 3, 4, 5, 12, 26, 42, 62, 93の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条第1号, 第2号等 (情報照会の根拠) 番号法別表第2 42, 43の項 番号法別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第25条	(情報提供の根拠) 番号法別表第2 1, 2, 3, 4, 5, 12, 26, 42, 62, 93の項 (情報照会の根拠) 番号法別表第2 42, 43の項	事後	番号法別表第2の事務に係る主務省令の名称および条項の記載が不要となったことによる変更
令和4年6月17日	II 1いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年6月17日	II 2いつの時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年6月16日	II 1いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年6月16日	II 2いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	